

●主な建物の制限等一覧表（用途地域別）

筑西市

R7.12.11

項目	用途地域	第1種 低層住居 専用地域	第2種 低層住居 専用地域	第1種 中高層住居 専用地域	第2種 中高層住居 専用地域	第1種 居住地	第2種 居住地	準居住地	居住地	近商地	隣業域	商業地	業域	準地	工業地	工業地	工業専用地域	用途地域の指定のない区域	備考								
		低層住居専用地域	低層住居専用地域	中高層住居専用地域	中高層住居専用地域	居住地	居住地	居住地	居住地	近商地	隣業域	商業地	業域	準地	工業地	工業地	工業専用地域	用途地域の指定のない区域									
絶対高さ制限 (m) (高さの制限)	10																		※1 建法55-1								
外壁の後退距離 (m)	1 (旧下館市)																		※1 建法54-2								
斜線制限	道路斜線	適用距離 (m)	20				20				20				20				※2 建法56-1-1								
	立上がり (m)	勾配	1.25	1.25				1.5				1.5															
	隣地斜線	立上がり (m)	20				31				20								※2 建法56-1-2								
	勾配	1.25				2.5				1.25																	
日影制限	北側斜線	立上がり (m)	5																	※2 建法56-1-3							
	勾配	1.25																									
	対象建築物	軒高7m又は地上階数≥3	建築物高さ>10m		建築物高さ>10m (近商は容積率200%に限る)				建築物高さ>10m										※2 建法56の2-1								
日影規制時間	平均地盤面からの高さ (m)	1.5	4	4				4		4										※2 建法56の2-1 県条例46の6-2							
	5m<敷地境界線からの水平距離≤10m	3h	4h	5h				5h		5h										※2 建法56の2-1 県条例46の6-1							
	敷地境界線からの水平距離>10m	2h	2.5h	3h				3h		3h										※2 建法56の2-1 県条例46の6-1							
法22条区域		旧下館市 (※2 防火及び準防火地域を除く)																※2 建法22-1									
建築協定区域																											

◎ 詳細は、下記に確認してください。

※1 市都市計画課

用途地域、指定建ぺい率、指定容積率、地区計画、最小敷地面積、その他、都市施設等に関するこ

※2 茨城県県西県民センター
(建築指導課) Tel0296-24-9152
-9149

建築基準法、建築確認申請等に関するこ

(注) 市宅地開発課

開発行為、区域指定、旧宅地造成事業、市街化調整区域における開発行為の許可基準の高さ制限、その他開発に関するこ